

安芸市本町ワーキングセンター新築工事基本・実施設計委託業務プロポーザルに係る質問に対する回答について

番号	質問内容	回答
1	【実施公告 6 参加要件】 高知に本店、支店又は営業所を持たない事務所との共同企業体(JV)による参加は可能でしょうか。 また、JV参加可能な場合代表事業者以外の事業者も入札参加資格者名簿への登録が必要でしょうか。	高知県内に本店、支店又は営業所等を有しない事業者を含む共同企業体(JV)による参加はできません。  なお、共同企業体(JV)による参加は可能ですが、共同企業体を構成する事業者は、いずれも実施要領に定める参加要件を満たす必要があります。(参加申込についても提出)  また、共同企業体による参加にあたっては、別添の設計共同企業体協定書の提出をお願いします。
2	【実施要領 1-(4)、仕様書Ⅱ-3】 「業務日数:170日(予定)」の170日に休日は含まれているのでしょうか。	170日は契約締結日から成果品提出までの暦日を予定していますので休日を含みます。
3	【仕様書Ⅲ-2建物等の概要】 各室の想定面積・利用人数・稼働時間帯の想定はございますでしょうか。	各スペースにおける想定する同時利用人数、必要面積、室数及び個室化の要否等の条件については、現時点で具体的な基準は設定していないため、提案によるものとします。
4	【仕様書Ⅲ-2建物等の概要】 サテライトオフィススペースは個室を想定されてますでしょうか。	個室に限定していません。施設全体の計画を踏まえた提案をお願いします。
5	【仕様書Ⅲ-2建物等の概要】 託児対応スペースは一時預かり事業等の制度運用を想定されてますでしょうか。	託児対応スペースについては、一時預かり事業等の想定ではなく、子育て世代の利用にも配慮したキッズコーナー等を想定しています。
6	【仕様書Ⅲ-3 工事費概算額】 解体設計及び解体工事は本業務に含まれないとみてよいでしょうか。 また含まれる場合、アスベスト有無など解体費に関わる情報があればご提示願います。	既存施設の解体設計及び解体工事は本業務には含みません。 また、工事費概算額にも含みません。
7	【仕様書Ⅲ-3 工事費概算額】【付近見取図・敷地図】 市有地ではないが駐車スペースとして借用予定の部分に対して舗装等外構の提案は可能でしょうか。 (上記返却時の現状復旧のことを気にしての質問になります。) また、工事費概算には借用予定部分の外構費も含まれるのでしょうか。	借用予定地については、外構工事は行わないものとします。そのため、舗装等の外構提案は不要とし、工事費概算にも借用予定地に係る外構整備費は含めないものとします。
8	【付近見取図・敷地図】 駐車台数の想定があればご教授ください。	現時点での想定としては、来訪者及び施設利用者の利用を考慮し、10台以上の駐車スペースの確保を想定しています。  なお、具体的な駐車場、駐輪場等の配置の詳細については、提案内容に基づき柔軟な検討をお願いします。
9	【付近見取図・敷地図】 駐輪場は市有地と借用予定部分のどちらに設けるべきか、指定はないという認識でよろしいでしょうか。	駐輪場は市有地での計画をお願いします。
10	【審査要領 3-(3)】 プロジェクターのメーカー、型番及びスクリーンのサイズ、アスペクト比をご教示ください。	HDMI接続可能な一般的なプロジェクター及びスクリーンを準備します。詳細な仕様は指定いたしません。
11	【審査要領 3 審査委員会】 プレゼンテーションにおいて模型の持ち込みは可能でしょうか。	プレゼンテーションにおける模型の持ち込みは不可です。プレゼンテーションは、提出された企画提案書に基づいて実施してください。
12	【審査要領 3P】 「見積価格評価:・見積価格は妥当か」とございますが、妥当な範囲内において「いかにコストを抑えられるか」という判断基準も含まれているのでしょうか。	見積価格については業務内容に対する妥当性を評価するものであり、「いかにコストを抑えられるか」という基準も含みます。
13	【別紙様式第2,3,4】 参加表明次点で協力事務所の報告が必要でしょうか。必要な場合は追加様式があれば配布をお願いします。 また、参加表明後の協力事務所の変更は可能でしょうか。	参加表明時点において、協力事務所名の報告は不要とします。 <b>なお、協力体制については回答14をご参照ください。</b>  なお、参加表明後における協力事務所の追加又は変更については、業務の実施体制に関わる事項であるため、企画提案書の提出日までに、書面にて安芸市へ報告をお願いします。
14	【別紙様式2】 JV及び協力事務所の参加が可能な場合は人数については合算の人数の表記でよろしいでしょうか。 もしくはJV,協力事務所の人数は()書き等で表記したほうがよろしいでしょうか。	共同企業体(JV)及び協力事務所の配置予定技術者等の人数の記載については、合算人数のみの記載ではなく、内訳が分かるように記載してください。  具体的には、JV構成員及び協力事務所ごとの人数を明示したうえで、合計人数を併記するか、括弧書き等により内訳が分かる形式で記載をお願いします。
15	【別紙様式第4】 管理技術者実績について、過去在籍事務所での実績も記載可能でしょうか。	本人が従事したことが確認できる場合は記載可能です。  なお、設計事務所の主要業務実績及び管理技術者の業務実績等については、契約書の写し又は内容が確認できる資料の提出をお願いします。
16	【別紙様式第4】 同種及び類似の定義をご教授ください。	本プロポーザルにおける同種及び類似の定義は、次のとおりとします。  ・同種業務:ワーキングセンター(ワーキングスペース)の整備に係る業務をいう。  ・類似業務:店舗や事務所、オフィス、その他これらに類する施設の整備に係る業務をいう。
17	【仕様書Ⅲ-2建物等の概要】(関連) 運営母体と管理者人数、開館時間といった、想定されている運営に関わる情報はございますでしょうか。	本施設の運営母体、開館時間、休館日、運営体制(配置人数及び常駐の有無)については、現時点では未確定であり、提案者の創意工夫による提案とします。  また、地域交流スペース等の独立利用(夜間・休日利用を含む)についても、柔軟な運用提案を可能とします。

番号	質問内容	回答
18	【付近見取図・敷地図】(関連) 電気・水道・ガスの引込位置等インフラ情報の資料はご提供いただけませんか。	電気・水道・ガスの引込位置等のインフラに関する資料は提供いたしません。  なお、本プロポーザルは受託候補者の選定を目的とするものであり、実施要領及び仕様書に示す条件に基づき企画提案を行ってください。
19	【付近見取図・敷地図】(関連) 本業務敷地についてボーリング柱状図等、地盤情報はご提供頂けないでしょうか。本業務敷地内でない場合は近隣のものでも頂きたいです。	本業務敷地における地盤調査(ボーリング調査等)の既存資料は近隣も含めて保有しておりません。
20	【付近見取図・敷地図】(関連) 敷地のCADデータを頂けないでしょうか。	CADデータの提供は行いません。必要な図面作成等については各事業者において対応をお願いします。
21	取得を想定されている補助金はございますでしょうか。	高知県人口減少対策交付金を活用予定です。
22	公告参加条件7(1):管理技術者は、「参加申込書等を提出した者と直接的な雇用関係にあること」とありますが、管理技術者とは別に、参加申し込み書等を提出した者は、別の人物で構成する必要があるという認識でよろしいでしょうか。(つまり最低でも2名以上)	参加申込書等を提出した者と管理技術者は、同一人物でも差し支えありません。
23	敷地のCAD(JWW)データをいただけますでしょうか。	回答20に記載
24	敷地の地盤調査データ(既存ボーリングデータ等)の有無、及び提供の可否についてご教示いただきたいです。	回答19に記載
25	計画敷地は、文化財保護法に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地又はその隣接地に該当しますでしょうか。該当する場合、埋蔵文化財に関する照会、試掘確認調査、本発掘調査等の必要性及び想定される実施時期をご教示ください。また、これらの調査に要する費用及び調査によって工事工程に影響が生じた場合の取扱いについて、発注者様の考え方をご教示ください。	該当しません。
26	本事業の工事手順は、既存の安芸市本町コミュニティセンターを解体した後、その跡地を含む敷地に本町コワーキングセンターを新築する計画との理解でよろしいでしょうか。また、既存建物の解体設計及び解体工事は本業務並びに本工事に含まれるのでしょうか。併せて、解体費用が工事費概算額144,000千円に含まれるか、想定する解体・新築の工程をご教示ください。	お見込みのとおり、本事業は既存の安芸市本町コミュニティセンターを解体した後、その跡地を含む敷地に「安芸市本町コワーキングセンター」を新築する建替事業です。  ただし、既存建物の解体については、本業務(基本・実施設計委託業務)には含まれておらず、また解体設計及び解体工事についても本業務の範囲外となります。  なお、工事費概算額144,000千円については、新築工事に係る費用を想定したものであり、既存建物の解体費用は含まれておりません。  事業工程としては、既存建物の解体工事を別途発注・実施した後、更地となった敷地において本施設の新築工事を行うことを想定しています。
27	敷地図に「※市有地ではないが、駐車スペースとして借用予定」と記載された南側部分について、当該部分は建築基準法上の建築敷地には含めず、建設や給排水管の埋設は不可とするが、南面もしくは東面道路からの敷地内への直接車両侵入経路には使用してよいでしょうか。	車両の進入経路としての利用については一部制約が生じる可能性があるため、南面又は東面道路からの動線を含め、設計段階において協議・調整のうえ取扱いを決定するものとします。
28	仕様書2頁「必要な機能や室数等」について:各スペースについて、想定する同時利用人数、必要面積、室数、個室化の可否等の条件があればご教示ください。特に、地域交流スペース、コワーキングスペース、サテライトオフィス、託児対応スペース及び打合せスペースの想定利用人数をご教示ください。	回答3に記載
29	敷地利用、ユニバーサルデザイン、建設費及び維持管理費等を総合的に検討した結果、必要機能を満たす平屋建てを提案することは可能でしょうか。また、2階建てを必須とする場合、エレベーター等の昇降設備の設置も必須との理解でよろしいでしょうか。	本施設については、必要な機能及び諸室を確保するとともに、敷地条件、建設費及び維持管理等を総合的に勘案し、2階建てを基本とした計画を想定しています。  なお、2階建てとする場合のエレベーター等の昇降設備の設置については必須とはせず、ユニバーサルデザインへの配慮や施設の利便性等を踏まえ、提案をお願いします。
30	本施設の開館時間、休館日、運営事業者の配置人数及び常駐の有無について、現時点での想定をご教示ください。また、地域交流スペース等をコワーキングスペースとは別に、夜間・休日に独立して使用する運用を想定していますでしょうか。	回答17と記載
31	職員駐車場、来客駐車場及び自転車、バイクについて、必要台数又は想定台数をご教示ください。	回答8に記載
32	既存の安芸市本町コミュニティセンターに係る解体設計業務は、本設計委託業務とは別途という認識でよろしいでしょうか。含まれる場合、石綿含有建材調査及びその他有害物質の調査について、本業務に含まれるか、発注者が別途実施するかをご教示ください。	既存安芸市本町コミュニティセンターの解体設計業務については、本設計委託業務には含まれません。
33	プレゼンテーションについて:出席者の人数制限を教えてください。また、プレゼン時間20分は、発表が20分で、発表とは別に質疑応答時間があるという認識でよろしいでしょうか。	出席者人数は5名以内をお願いします。  また、プレゼンテーションについては審査要領において、1者あたり20分以内の提案説明時間を設け、その後、審査委員による質疑応答時間として10分間を設けることとしています。
34	企画提案書はA4任意様式とありますが、内容を簡潔にまとめることも技術としますので、ページ数の上限を設定していただければと存じます。また、用紙はA4タテ使いでよろしいでしょうか。	企画提案書の規格についてはA4判(任意様式)、10枚程度を目安とし、縦横の使用は自由とします。プレゼンテーション時間内で説明可能な範囲としてください。
35	別紙様式第3の設計事務所の主要業務実績は改修工事も可能でしょうか。	新築工事に係る業務実績を対象としているため、改修工事に係る業務実績は該当しないものとします。

番号	質問内容	回答
36	企画提案書の枚数制限はありますか。	回答34に記載
37	規格提案書作成要領、1提出書類、1企画提案書の企画等において「A4(任意様式)」とあるが、枚数に制限はあるか。	回答34に記載
38	実施要領、6参加要件において、高知県内に本店のある企業を代表企業とした共同企業体による応募は可能か。可能である場合は、構成員は高知県外でも良いか。	回答1に記載
39	応募要領、1業務の概要、(4)業務日数において、「170日(予定)」とあるが、昨今の法改正による確認申請手続きの長期化、物価上昇によるコストコントロールを考慮した場合、業務日数が短い、協議の余地はあるか。	業務日数170日(予定)は、本業務における標準的な履行期間として設定しているものです。  基本的には当該期間を前提として業務を進めることとしますが、事業者の責によらないやむを得ない事情が生じた場合には、契約協議の中で必要に応じて調整を行う場合があります。
40	業務を進める上で協力する協力事務所(意匠、構造、積算、設備等の分野)は県外企業でも問題ないか。	回答1に記載
41	実施要領に「6 参加要件 参加者の資格要件は次のとおりとする。(1)高知県内に本店、支店又は営業所等を有する者であること。」とあるが、高知県内に本店を有する事務所とJVを締結した場合、もう一方は県外の事務所であっても、本プロポーザルに参加できると解釈してよろしいでしょうか	回答1に記載
42	企画提案書作成要領に企画提案書の規格はA4と指定がありますが、枚数は1枚に限られると解釈してよろしいでしょうか。	回答34に記載
43	1.企画提案書の文章を補完するための最小限のイメージスケッチ図・イラスト等について、仕上や詳細デザインを伴わない建物の全体構成等を説明する目的において、3Dモデリングソフト等から出力した「線画の簡易な透視図やアクソメトリック図」を掲載することは可能でしょうか。それとも、手描き(または手描き風に加工されたもの)でなければ不可でしょうか。	企画提案書作成要領記載のとおり、企画提案書における視覚的表現については、「文章を補完するための最小限のイメージスケッチ図・イラスト等」の使用は可能とするが、「設計図・模型写真・透視図等」は使用できないこととしています。
44	2.企画提案書の最小文字サイズは9ポイント以上、A4用紙は縦横使いどちらでも可とし、枚数は20分間のプレゼンで無理なく説明可能な範囲、ファイルに閉じて10部提出という形でよろしいでしょうか。また、ファイル表紙への記入事項はありますか	企画提案書の体裁については、A4判・任意様式とし、文字サイズやレイアウトについて特段の指定はありません。ただし、視覚的に確認しやすく、読みやすさに配慮したものとしてください。  また、企画提案書はプレゼンテーション(20分)で説明可能な範囲とし、枚数はA4判で10枚程度を目安としてください。提出部数は10部とします。  なお、ファイル表紙の記載事項については、特段の指定はありません。(企画提案書作成要領は遵守)
45	3.諸室のレイアウトや配置を検討するため、以下の項目について想定されている目安があればご教示ください。 (1)各諸室の想定面積 (2)地域交流スペースで講座実施の際の席数 (3)打合せスペースの席数 (4)コワーキングスペースでテレワーク等を行う席数 (5)サテライトオフィススペースで想定する企業数(部屋数)、および1部屋あたりの利用人数	各諸室の想定面積、席数及び利用人数等については特段の目安は定めておらず、提案によるものとします。
46	4.託児対応スペースについて、保護者同伴のキッズコーナー程度の仕様でよろしいでしょうか。それとも、一時預かりへの対応まで想定されていますでしょうか。	回答5に記載
47	【対象箇所】 ・公募型プロポーザル方式による業者選定実施公告 P1「1 業務の概要(3)業務の内容」 ・プロポーザル実施要領 P1「1 業務の概要(3)業務の内容」 【質問内容】 上記箇所に「別添『安芸市本町コワーキングセンター新築工事基本・実施設計委託業務の概要』」のとおりとありますが、この「別添」とは「安芸市本町コワーキングセンター新築工事基本・実施設計委託業務の仕様書」を指しているという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり、「別添」とは「安芸市本町コワーキングセンター新築工事基本・実施設計委託業務の仕様書」を指します。
48	参加申込時の関係書類について 【対象箇所】 ・公募型プロポーザル方式による業者選定実施公告 P3「9 参加申込」 ・プロポーザル実施要領 P3「9 参加申込(4)提出書類、(5)資格要件の確認」 【質問内容】 (5)に「関係書類で行う」とありますが、この「関係書類」とは、(4)に挙げられている「設計事務所の概要(別紙様式第2)」「設計事務所の主要業務実績(別紙様式第3)」「管理技術者の業務実績等(別紙様式第4)」の3点を指しているという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり、「関係書類」とは、別紙様式第2、別紙様式第3及び別紙様式第4を指します。
49	業務実績の「同種・類似」の区分について 【対象箇所】 ・プロポーザル審査要領 P2「5 審査基準 組織評価 施工実績(店舗・事務所等の業務実績の評価)」 ・別紙様式第4「管理技術者の業務実績等」 【質問内容】 別紙様式第4における業務実績の区分について、「同種」は「店舗・事務所」に該当すると考えてよろしいでしょうか。また、「類似」に該当する具体的な建物の用途をお示しください。	回答16に記載
50	提出者特定情報の排除について 【対象箇所】 ・別紙様式第2、別紙様式第4 備考欄 【質問内容】 備考欄に「提出者(協力事務所を含む。)を特定することができる内容の記述(具体的な会社名等)を記載しないこと。」とあります。 これに伴い、提出者(会社名等)は「参加申込書(別紙様式第1)」のみに記載し、別紙様式第2および第4においては、統括責任者や管理技術者の「氏名のみ」を記載し、所属会社名は記載しないという理解でよろしいでしょうか。	統括責任者及び管理技術者については、参加申込事業者に所属する者を想定しています。

番号	質問内容	回答
51	<p>企画提案書への業務名・提案者名の記載について</p> <p>【対象箇所】 ・企画提案書作成要領 P1「1 提出書類(1)企画提案書 A4(任意様式)」</p> <p>【質問内容】 「業務名、提案者名を記載すること」とありますが、これは企画提案書として提出するすべての構成書類(各ページ、または表紙および各書類のヘッダー等)に、業務名と提案者名を記載するという理解でよろしいでしょうか。記載すべき範囲や対象書類について具体的にご指示ください。</p>	<p>業務名、提案者名を記載することについては、企画提案書一式の表紙等に記載されていれば差し支えないものとします。</p>